

## 身体拘束廃止未実施減算の取扱いについて

### 1 減算が適用されるサービス種別

- 施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練
- 訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

### 2 減算される単位数

- 施設・居住系：所定単位数の10%減算
- 訪問・通所系：所定単位数の1%減算

### 3 減算が適用される要件

以下の運営基準を満たさない場合に、減算の適用が必要になります。

- (1)身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- (2)身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること（定期的とは、少なくとも1年に1回以上）。
- (3)身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること（定期的とは、少なくとも1年に1回以上）。

※「年に1回」とは、年度ではなく直近1年で考える。

直近1年以内に委員会や研修を実施していない場合、減算となる恐れがあるため注意すること。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1（令和3年3月31日） 問18

### 4 減算の適用期間

- ・減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月

実地指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となります。

- ・減算の適用終了月：改善が認められた月

運営基準を満たしていない事実が生じた場合、監査指導課に改善計画をご提出いただき、その計画に基づいた改善状況を事実が生じた月から3月後に改善報告をご提出いただきます。当該報告により改善が認められた月が減算終了月となります。

なお、実地指導により基準を満たさない事実が確認できた場合は、基準に満たない状況の早期解消を進めるため、実地指導結果通知に基づく改善状況報告とは別に上記報告を実施いただくことも可能です。

※例：4月の実地指導において、運営基準を満たしていない事実を確認した場合。（以下全て同年）

減算の適用開始月：5月（サービス提供分）

減算の適用終了月：①7月の改善報告で改善が認められた場合 7月  
②7月までに改善とは認められなかった場合 改善と認められた月

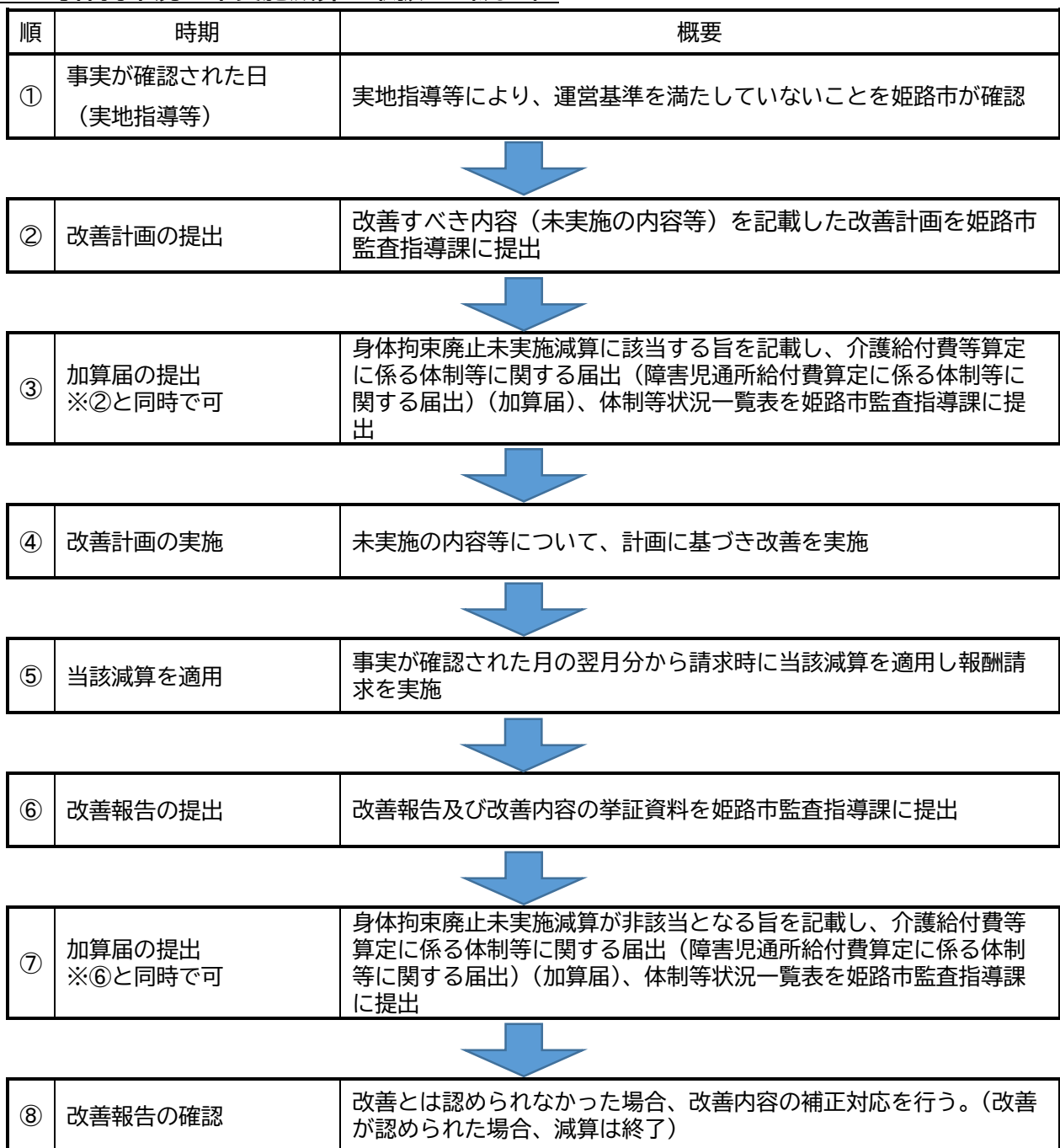
## 5 その他

改善計画及び改善報告の参考様式及び記載例については、下記の姫路市ホームページに掲載していますので、ダウンロードして使用してください。

姫路市ホームページ「実地指導について」

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000008533.html>

## 6 身体拘束廃止未実施減算の取扱い（流れ）



※実地指導において運営基準を満たしていないことを姫路市が確認した場合、実地指導の結果通知において文書指摘を行い、改善状況報告を別途行っていただきます。